た。

2024 年 7 月 3 日、最高裁判決が意味することとして、もう I 回確認してみましょう。なにゆえに最高裁判決が下されることになったのか。2018 年 I 月に仙台地裁に 60 歳の原告となった女性が取った行動がきっかけになったんです。優生保護法の時代に 10 代のころ、彼女は知的障害を理由に強制不妊手術を受けさせられたということに対して、彼女は国を相手取って国家賠償請求訴訟を起こしたんですね。その後、障害当事者が全国各地で自分も同様な強制不妊手術、優生手術を受けさせられたということを告白して、裁判所に訴えをする。各地で起こすと。優生保護法問題について社会的な関心が引き起こされました。

いくつか国会の中でも議論があったみたいです。最終的な判断、判決は最高裁まで持っていかれ ました。各地で様々な判決がなされて、旧優生保護法は憲法違反だとまではいっていたんです。国の 責任をなかなか問うという結論まで行くものもあれば、裁判でそこまでいかないものもあったんです。 最後の最後、最高裁の判決を聞いてみようと、7月3日最高裁の裁判所での判決がおりたわけです。 そのときの判決の骨子は、この3点です。第 | 番目。憲法 | 3条、個人の尊厳と憲法 | 4条、国民の 平等性に違反した法律であったと。2 番目。憲法上、保障される、そのために 13 条や 14 条に違反 しているから、憲法上、みんな守られなければいけない権利侵害が明白であって、すごいなと思うの は、国会議員の立法行為自体が違法であって、国の責任は極めて重いと。要するに 1948 年に作っ た国会議員たち、国会で成立させた立法自体が違憲、憲法違反であって、そのためには国の責任は 重いものだと判決を下しているわけです。だからこそ今まで国はいろいろ訴訟されたとしても、除斥 期間。要するにいろんな不法行為から 20 年経つと、損害賠償請求権が消滅するという民法の規定 があって、だからこそ、もう 20 年も経ってるし、国は責任を負うことはできない、できませんと突っぱ ねたわけです。最高裁判決では、この法律自体が違憲法律なのだから、この除斥期間、民法の規定 の適用は著しく当てはめることは正義や公平に違反しており、国は賠償責任を負うべきであると判定、 判決を下したわけです。以上この3点でもって、旧優生保護法下における国がおこなった、認めてき た強制不妊手術は、人権侵害であったと国の罪が確定しました。それによって、7月に内閣総理大臣 や法務大臣が訴訟を起こした障害者の人たちを前に頭を下げたという歴史的な事実が生まれまし

皆さん、どう思われたでしょうか。僕自身は、最高裁判決が下されたときに、最高裁は法律の番人と言われていますから、最高裁がもっと早く、この旧優生保護法の違憲性、憲法違反であると法律判定を当事者が声をあげる辛い思いをする前にもっと早く判決を下してほしかったと思って、ちょっと忸怩(じくち)たる思いをしたところがありました。